

建設工事における最低制限価格について

令和 8 年 3 月 17 日
燕市総務部用地管財課

建設工事における最低制限価格の算出方法を、下記のとおり変更します。なお、下記対象工事以外の建設工事については、最低制限価格の算出方法に変更はありません。

1. 独自モデルによる最低制限価格の設定

(1) 対象工事

- ・設計額が 3,000 万円以上の土木一式工事（変更なし）
- ・設計額が 3,000 万円以上の建築一式工事

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格(税抜き)} = & (\text{直接工事費} \times \underline{1.00}) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) \\ & + (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.68) \quad (1 \text{ 万円未満切り上げ}) \end{aligned}$$

ただし、上記計算式の額が入札書等比較予定価格に 92/100 を乗じて得た額を超える場合は、入札書等比較予定価格×92/100 (1 万円未満切り上げ) とし、入札書等比較予定価格に 75/100 を乗じて得た額に満たない場合は、入札書等比較予定価格×75/100 (1 万円未満切り上げ) とする。

2. 中央公契連モデルによる最低制限価格の設定

(1) 対象工事

- ・設計額が 200 万円以上の電気工事
- ・設計額が 200 万円以上の管工事（機械設備）
- ・設計額が 200 万円以上 500 万円未満の管工事（機械設備を除く）
- ・設計額が 200 万円以上の舗装工事
- ・設計額が 200 万円以上のとび・土工・コンクリート工事
- ・設計額が 200 万円以上の機械器具設置工事
- ・設計額が 200 万円以上のさく井工事
- ・設計額が 200 万円以上の解体工事

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格(税抜き)} &= (\text{直接工事費} \times 0.97) + (\text{共通仮設費} \times 0.90) \\ &+ (\text{現場管理費} \times 0.90) + (\text{一般管理費等} \times 0.68) \quad (1 \text{万円未満切り捨て}) \end{aligned}$$

ただし、上記計算式の額が入札書等比較予定価格に 92/100 を乗じて得た額を超える場合は、入札書等比較予定価格×92/100 (1万円未満切り捨て) とし、入札書等比較予定価格に 75/100 を乗じて得た額に満たない場合は、入札書等比較予定価格×75/100 (1万円未満切り上げ) とする。

3. 変動型最低制限価格の設定

(1) 対象工事

- ・設計額が 500 万円以上の管工事（機械設備を除く）

(2) 算出方法

$$\begin{aligned} \text{最低制限価格(税抜き)} &= (\text{※1 下限価格} + \text{※2 平均入札価格}) \div 2 \\ &\quad (1 \text{円未満の端数は切り上げ}) \end{aligned}$$

$$\text{※1 下限価格} = \text{予定価格(税抜き)} \times \underline{90\%}$$

$$\text{※2 平均入札価格} = A \div B \quad (1 \text{円未満の端数は切り上げ})$$

A：下限価格以上で予定価格以下の有効入札から最高入札金額の札を除いた合計額

B：合計額の対象となった入札数

※有効な入札が最高入札金額のみの場合は、その額を平均入札価格とする。

4. 最低制限価格の周知

最低制限価格を設定したときは、公告又は指名通知において、最低制限価格が設定されていることを記載します。

5. 適用開始

令和 8 年 4 月 1 日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。